

# 長野県森林整備地域活動支援交付金交付要領

	平成25年 6月14日付け	25森政第110号	林務部長通知
	平成26年 5月19日付け	26森政第 65号	林務部長通知
	平成27年 4月24日付け	27森政第 58号	林務部長通知
	平成28年 4月19日付け	28森政第 38号	林務部長通知
	平成29年 7月 6日付け	29森政第157号	林務部長通知
	平成30年 9月 6日付け	30森政第264号	林務部長通知
	令和元年 6月 4日付け	元森政第110号	林務部長通知
	令和 2年 5月14日付け	2 森政第 87号	林務部長通知
	令和 2年10月15日付け	2 森政第299号	林務部長通知
	令和 3年 4月15日付け	3 森政第 40号	林務部長通知
	令和 4年 5月27日付け	4 森政第118号	林務部長通知
最終改正	令和 5年 5月18日付け	5 森政第105号	林務部長通知

## (趣 旨)

第1 森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成14年4月23日付け14林政第43号林務部長通知。以下「県交付要綱」という。）に基づく森林整備地域活動支援交付金事業の実施については、県交付要綱、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知以下「国交付要綱」という。）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第350号林野庁長官通知。以下「国事業評価実施要領」という。）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の配分基準の考え方（平成30年3月30日付け29林政経第351号林野庁林政部長通知。以下「国配分基準の考え方」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (事業要望)

- 第2 事業を実施しようとする市町村長（以下「補助事業者」という。）は、要望書（様式1号）を作成し、林務部長（以下「部長」という。）が別に定める日までに地域振興局長（以下「局長」という。）に提出する。
- 局長は、前項の要望書の内容を審査した上でとりまとめ、別に定める日までに部長に報告する。
  - 部長は、前項の報告があったときは、次の各号に掲げる区分に従い、必要に応じて当該各号に定める手続きを行うものとする。
    - 長野県森林整備地域活動支援基金（以下「基金」という。）を財源として事業を実施するとき  
部長は、第2項の報告があったときは、内容について、予算の範囲内で実施可能か審査する。
    - 国から交付金を受けて事業を実施するとき
      - 部長は、前項の規定による要望書等の提出があり、適当と認められるときは局長に同意するものとする。
      - 局長は、前号の規定による同意があったときは、補助事業者に対し、要望書等の内容の承認を行うものとする。

(早期着手)

第3 補助事業者は、原則として補助金交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- (1) 事業の性格上、その実施時期に制約を受けること。
- (2) 事業の性格上、特に長期間を有すること。
- (3) 早期着手により事業費の増額の防止が予想できること。
- (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があること。

2 補助事業者は、事業実施にあたり早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（様式2号）を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の規定による協議があったときは、速やかに部長に協議するものとする。

4 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは同意するものとし、その旨局長に通知するとともに、必要に応じて次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は補助事業者が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。
- (4) 事業費及び補助金等は補助金交付決定のときに変更することがあること。

5 局長は、前項の規定による通知があったときは、その旨、補助事業者に通知するものとする。

6 基金を財源として事業を実施するときは、早期着手協議書の提出は不要とし、補助事業者が森林所有者等と地域活動に係る協定を締結した日以降に発生した経費について交付の対象に含めることができる。

(事業の実施決定及び内示)

第4 部長は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める手続きを行うものとする。

(1) 基金を財源として事業を実施するとき

ア 部長は、第2に規定する実施計画書に係る協議の内容を審査し適当と認めたとき、毎年度予算の範囲内で事業実施内容を決定し、局長に通知する。

イ 局長は、前号の規定による通知があったときは、補助事業者に内示をするものとする。

(2) 国から交付金の交付を受けて事業を実施するとき

ア 部長は、当該事業に係る国の交付決定を受けたときは、局長に当該事業に関する補助金額の内示をするものとする。

イ 局長は、前号の規定による内示があったときは、補助事業者に内示をするものとする。

(交付金等の交付)

第5 第4の内示を受けた補助事業者は、県交付要綱第4に規定する交付申請書（様式3号）に収支予算書（様式4号）を付して局長に提出する。

2 補助事業者が第1項の交付申請書を提出するに当たり、交付対象者に交付する交付金に

係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下に同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 3 局長は、前項の交付申請書の内容を審査の上、交付金の交付が適当と認められる場合は、様式5号により交付金の交付決定をする。
- 4 前項の交付決定において付する条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業者は、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）、県交付要綱及び国の定める通知に従わなければならない。
  - (2) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、交付対象者ごとの当該交付金に係る消費税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを交付金額から減額し、仕入れに係る消費税額等相当額を集計して報告しなければならないこと。  
また、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金による仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式6号）によりその金額（実績報告において前段により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに局長に報告するとともに、当該金額を局長に返還しなければならない。
  - (3) 補助事業者は、補助事業等実施において、海外付加価値税の還付を受ける場合は、次の各号により報告または返還しなければならない。
    - ア 補助事業等完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、実績報告書において、補助事業等から減額して報告しなければならない。
    - イ 補助事業等完了後に、海外付加価値税の還付について受けた場合には、第5第4項第2号に準じて報告するとともに、局長等の返還命令を受けてその一部又は全部を交換しなければならない。
  - (4) 補助事業者は、交付対象者から提供された成果について、森林簿等への反映が必要と認める場合は、その成果を局長に提供するものとする。
  - (5) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
  - (6) 補助事業者は、交付対象者から交付金の全部又は一部について納付があった場合は、当該納付額のうち局長から交付された交付金に相当する額を局長に返還しなければならない。
  - (7) 補助事業者は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間、又は交付金の交付を受けたときに森林経営計画の作成や間伐等の実施が条件として付されている場合は、その実施が確認されるまでのいずれか長い期間について備え、整理保管しておくこと。
  - (8) 補助事業者は、交付対象者が交付の条件を遵守するよう次の各号について指導するものとする。
    - ア 交付金の交付に際して森林経営計画の作成や間伐等の実施を条件として付す場合は、定められた期限までに実施するよう指導を行うこと。
    - イ 交付金の交付を受けたことにより、作成又は変更が行われた森林経営計画について、計画内容の遵守違反等により認定取消とならないよう実行管理に係る指導を行うこと。
  - (9) 局長は、補助事業者が局長の付した条件に違反した場合、交付金の交付の決定の全部

又は一部を取り消すことがある。

- (10) 補助事業者は、協定に基づき実施した対象行為の結果が、交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに局長に協議し、その指示に従って交付金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

(遂行状況報告)

第6 補助事業者は、県交付要綱第7の規定により、遂行状況報告書(様式7号)を局長に提出するものとする。

- 2 局長は、補助事業者から前項の規定による遂行状況報告書の提出があったときは、速やかに部長に提出するものとする。

(計画変更等)

第7 県交付要綱第5の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 基金を財源として事業を実施するとき

ア 補助事業者は、事業に要する経費の配分又は事業の内容のうち、県交付要綱第2第1項の別表第1に掲げる重要な変更の欄に記載された項目に該当する変更(以下「重要な変更」という。)を行う必要が生じたときは、県交付要綱第3第1項第1号の規定により、変更承認申請書(様式8号)を局長へ提出しなければならない。ただし、事業に係る契約により生じた入札差金に伴う変更は除く。

イ 局長は、第7第1項第1号のアの規定により、変更承認申請書(様式8号)の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは様式9号により承認するとともに部長に報告する。部長は、交付金の額を変更する場合は、第4に準じ局長に通知する。

ウ 局長は、第7第1項第1号のイの規定による通知があったときは、補助事業者に対して交付金額の変更内示を行うものとする。

エ 補助事業者は、重要な変更以外の変更(以下「軽微な変更」という。)が生じたときは、県交付要綱第3第1項第1号の規定により、変更報告書(様式8-2号)を局長へ提出しなければならない。

オ 局長は、第7第1項第1号のエの規定により変更報告書の提出があったときは、その内容を部長へ報告するものとする。

カ 局長は、県交付要綱第3第1項第2号の規定により、補助事業者から事業の中止、廃止(様式10号)又は実施期間延長承認申請書(様式11号)の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、様式12号により承認するとともに部長に報告する。

キ 第7第1項第1号のアの規定に関わる変更により交付金の額に変更が生じた補助事業者は、変更交付申請書(様式13号)を局長に提出する。

ク 局長は、第7第1項第1号のキの規定による変更交付申請書の提出があったときは、様式14号により交付金の変更交付決定をするものとする。

(2) 国から交付金の交付を受けて事業を実施するとき

ア 補助事業者は、事業に要する経費の配分又は事業の内容に変更を行う必要が生じたときは、県交付要綱第3第1項第1号の規定により、変更承認申請書(様式8号)を局長に提出するものとする。ただし、事業に係る契約により生じた入札差金に伴う変更は除く。

イ 局長は、第7第1項第2号のアの規定による変更承認申請書の提出があったときで、

重要な変更にあつては部長に協議するものとする。

ウ 部長は、第7第1項第2号のイの協議があつたときは、内容を審査し、国と調整を行った上で、やむを得ないものと認められるときは、局長に同意するものとし、必要に応じて変更内示を行うものとする。

エ 局長は、第7第1項第2号のウの規定による同意があつたとき、軽微な変更に関して、その内容を審査した上で、適当とみとめられるときは、補助事業者に対し、当該事業計画の変更承認を様式9号により行うものとし、必要に応じて交付金額の変更内示を行うものとする。

オ 局長は第7第1項第2号のエの規定により、軽微な変更の承認をしたときは、その旨を部長に報告するものとする。

カ 第7第2号のエの規定による変更内示に伴う交付金の交付申請は、第5の交付金の交付申請に準じて行うものとする。

(中止等)

第8 補助事業者は、国から交付金の交付を受けて事業を実施する場合で、県交付要綱第3の第1項第2号の規定により事業の中止若しくは廃止をしようとするとき、又は、予定期間内に完了しないとき（以下「中止等」という。）は、森林整備地域活動支援交付金事業中止（廃止）承認申請書（様式10号）又は実施期間延長承認申請書（様式11号）を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定による中止（廃止）承認申請書又は実施期間延長承認申請書の提出があつたときは、中止等をしようとする補助事業者等の調査を行うものとする。

3 局長は、前項の規定による調査の結果、第5の第3項の規定により交付決定した交付金額の変更が生ずる場合には、あらかじめ、調査結果を付して部長に協議するものとする。

4 部長は、前項の規定による協議があつたときは、内容を審査し、国と調整を行った上で、やむを得ないと認められるときは、局長に同意するものとする。

5 局長は、前項の規定による同意があつたとき、又は第2項の規定による調査の結果、第5の第3項の規定により交付決定した補助金額の変更がない場合には、補助事業者に対し中止等を承認するものとする。

6 局長は、その職員を指定して、第2項の規定による調査を行うことができる。

(対象行為の実施状況報告)

第9 交付対象者は、対象行為が完了したときは、速やかに対象行為の実施状況報告書（様式15号）を作成し、補助事業者に提出するものとする。

(実績報告書及び調査)

第10 補助事業者は、事業が完了したときは、収支決算書（様式4号）を付し、県交付要綱第8の規定により実績報告書（様式16号）を局長に提出する。

2 局長は、前項の書類の提出があつたときは、その職員を調査員に任命し、調査を行うことができる。

3 調査員は次に掲げる書類及び必要に応じて現地の調査を行う。

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 会計簿及び補助簿
- (3) 契約関係書類

- (4) 交付金交付等手続書類
- (5) 写真類
- (6) その他必要と認められるもの

- 4 調査員は、前項の調査をしたときは、調査調書（様式17号）を作成し局長に報告する。
- 5 局長は、第3項の調査結果が適当と認められたときは、様式18号により交付金の額の確定をする。
- 6 局長は、交付金の支払事務が完了したときは、実績報告（様式19号）について、事業完了したときから1箇月を経過した日、又は事業実施翌年度の4月末日のいずれか早い日までに補助事業者から提出のあった実績報告書の写しを付して部長に提出する。

（交付金交付請求）

- 第11 補助事業者が交付金の交付（概算払を含む。）を受けようとするときは、交付金交付（概算払）請求書（様式20号）を局長に提出するものとする。
  - 2 県交付要綱第9に規定する概算払の請求額は、交付決定額の50%以内の額とする。

（施業等の実施状況確認について）

- 第12 補助事業者及び局長は、交付対象者が交付後に行うこととして条件に付された施業等の実施状況について確認を行うとともに、次の各項に定める手続きを行うこととする。
  - 2 交付対象者は、国実施要領の別表2のIの2の1の規定に基づき、交付金の交付に際して森林経営計画の作成や間伐の実施が条件として付されている場合、条件に定められた期限を満了するまで、該当する年度毎に、施業等の実施状況報告書（様式21号）を作成し、補助事業者に提出することとする。
  - 3 交付対象者は、前項の規定による施業等の実施状況報告書とともに、森林経営計画の作成又は変更後においては、森林経営計画が認定されたことが確認できる書類の写し、間伐の実施後においては実施結果を確認できる書類の写しを添えて、実施後速やかに補助事業者へ提出することとする。なお、森林経営計画作成又は変更及び間伐の実施結果が、第9に定める対象行為の実施状況報告書の内容と異なる場合は、その理由、経緯等について説明書面を添えるものとする。
  - 4 補助事業者は、交付対象者が第2項の規定に基づき提出する施業等の実施状況報告書を取りまとめ、交付の条件の遵守について確認した上で、該当する対象行為の実施状況報告書が提出された翌年度の末日までに、施業等の実施状況報告書の写しを局長に提出するものとする。
  - 5 補助事業者は、森林経営計画の認定後においては、年度毎に、交付対象者が第2項の規定に基づき提出する施業等の実施状況報告書を取りまとめ、交付の条件の遵守について確認した上で、該当する森林経営計画の計画期間の最終日が属する年度までの間、各年度の末日を期限として、施業等の実施状況報告書の写しを局長に提出する。
  - 6 局長は、第4項及び5項の規定に基づき補助事業者が提出した施業等の実施状況報告書について取りまとめ、補助事業者から施業等の実施状況報告書が提出された翌年度の4月末日までに、施業等の実施状況報告書の写しを部長に提出する。

（交付金返還）

- 第13 補助事業者は、次の各項に該当する場合、交付した交付金の一部若しくは全額について返還等の措置を講じるものとする。
  - (1) 「森林経営計画作成促進」において交付対象者が、協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合には、対象森林について交付した

交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとし、原則として報告書の提出の翌年度までに森林経営計画が策定されなかった場合又は作成された森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合は当該森林について交付した交付金を返還させるものとする。

- (2) 「森林境界の明確化」において交付対象者が協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合には、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。
- (3) 「森林所有者の探索」において交付対象者が協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合には、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。
- (4) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」において「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」の協定に基づく地域活動が実施されなかった場合又は交付対象者が協定を全部又は一部廃止した場合は、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。ただし、当該減少した積算基礎森林が交付対象者以外の作成する森林経営計画への移行に伴うものである場合は、交付金の返還を求めないものとする。

交付対象者が森林経営計画の認定の取消しを受けた場合には、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。また、協定に基づく地域活動の期間終了後に、協定に係る森林経営計画等の認定が取り消された場合又は積算基礎森林が減少した場合（森林経営計画等の計画期間内に限る。）においては、当該減少した積算基礎森林について、交付した交付金を返還させるものとする。

- 2 補助事業者は、交付金を返還しようとするときは、交付金返還報告書（様式22号）を局長に提出する。

#### （返還期限延長等の申請）

第14 規則第16条第3項の規定による返還期限延長の申請は、交付金返還期限延長申請書（様式23号）を、同項の規定による返還請求取消の申請は、交付金返還請求取消申請書（様式24号）を局長に提出して行うものとする。

- 2 前項の規定は、県交付要綱及び国の定める通知による返還において準用する。局長は、この場合において、やむを得ない事情があると認めるとき、返還期限を延長し又は返還請求の全部若しくは一部を取り消すことがある。
- 3 局長は、前項の規定により、返還期限の延長又は返還の請求の全部若しくは一部を取り消した場合、返還期限の延長又は返還請求の全部若しくは一部の取り消しを申請した者に文書を交付して通知する。

#### （加算金及び延滞金免除の申請）

第15 規則第17条第7項の規定による加算金の免除の申請は、交付金返還請求に係る加算金免除申請書（様式25号）を、同項の規定による延滞金の免除の申請は、交付金返還請求に係る延滞金免除申請書（様式26号）を局長に提出して行うものとする。

#### （交付の条件の遵守について）

第16 局長及び補助事業者は、交付対象者が交付の条件を遵守するよう次の事項等について指導するものとする。

- 2 交付金の交付に際して森林経営計画の作成や間伐の実施が条件として付されている場合

は、定められた期限までに実施するよう指導を行う。

- 3 交付金の交付を受けたことにより、作成又は変更が行われた森林経営計画について、計画内容の遵守違反等により認定取消とならないよう実行管理に係る指導を行う。

#### (返還の免責)

- 第17 補助事業者は、交付金の返還を求める交付対象者から、交付金の返還免除を求める書面による申請がなされた場合に限り交付金の返還免除を行えるものとする。免除を求める書面には、翌年度までの森林経営計画の作成、計画期間内の施業等が行われなかった場合（第9に定める対象行為の実施状況報告書と第12の第2項に定める施業等の実施結果報告書の実施結果が異なる場合も含む。）は、その理由、経緯等についてのほか、その他の免除理由について説明書面を添えるものとする。
- 2 補助事業者は、必要に応じて免除申請した交付対象者に説明資料の補正を求める等、交付金の返還の要否について十分な検討を行うこととする。また、検討に必要な根拠資料を交付対象者から提出させ返還の要否を判断するものとする。
  - 3 補助事業者は、交付金の返還の要否の判断について、書面により交付対象者に通知するものとする。
  - 4 次の各号に掲げる場合、補助事業者は交付した交付金の返還を免除することができる。
    - (1) 対象森林が転用されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合であって、当該転用が公用又は公共用を目的としている場合
    - (2) 公用又は公共用を目的として対象森林が転用されたために森林法施行令（昭和26年政令第276号）第3条に定める基準に適合しなくなったため森林経営計画の認定の取消しを受けた場合
    - (3) 対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合（交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。）
    - (4) 交付対象者が死亡したこと等に伴い協定の全部又は一部が廃止された場合
    - (5) 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により地域活動が実施できなくなった結果、協定の全部又は一部が廃止された場合
    - (6) 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により森林経営計画が策定されなかった場合
    - (7) 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により、森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合
  - 5 29年改正通知に基づく、「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」及び「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に対する支援の交付対象となった者の返還の免責については、第4項の規定に準ずる。

#### (成果の提供等の取扱い)

- 第18 補助事業者は、第9に規定される対象行為の実施状況報告書（測量を実施した場合はその成果を含む。以下「報告書等」という。）の提出を受け、森林簿等へ成果を反映することが必要と認めるときは、地域活動に係る成果提供報告書（様式27号）を局長に提出するものとする。

#### (協定)

- 第19 補助事業者と交付対象者が締結する協定の期間は、原則として協定を締結した年度の3月末日までとする。



(推進事務の内容)

第20 補助事業者が行う推進事務とは次の各号の内容をいう。

(1) 推進等

ア 地域説明会の開催

交付金の概要及び協定の締結に必要な事項について、対象森林の森林所有者等を対象に説明会を実施する。

イ 協定の作成指導

協定の締結が円滑に行われるよう、森林所有者等を対象に協定の締結に必要な事務等について指導する。

ウ その他交付金の交付の実施に必要な事務

推進事務の実施に必要な現地指導、現地調査等について行う。

(2) 確認事務

交付金の交付に当たり、森林経営計画作成促進、森林境界の明確化、森林所有者の探索、森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備の対象行為の実施結果について確認する。また、対象行為の実施状況及び対象行為に要した経費について確認する。

なお、それぞれの対象行為に係る確認については、別表1に掲げる方法により行うが、その詳細については、次のとおりとする。

ア 書類審査

書類審査は、対象行為の実施結果、実施状況及び対象行為に要した経費を確認するための書類等に基づき、対象行為が確実に実施されていることを確認する。

イ 現地確認

補助事業者は、現地確認を以下の手順により行うものとする。

(ア) 交付対象者への通知書の送付

(a) 現地確認検査の実施に当たっては、補助事業者は、現地確認の日時、方法等について、交付対象者にあらかじめ現地確認事前通知書(様式28号)により通知する。

(b) 交付対象者は、現地確認日前に、標示票(様式29号)に必要な事項を記入の上、現地に掲示する。

(イ) 現地確認の方法

(a) 現地確認は、協定ごとに、(ア)の(b)において規定される標示票に基づいて、所要の事項を確認するとともに、現地において対象行為の実施状況の確認を行うものとする。

(b) 現地確認に当たっては、対象行為の確認が補助事業者のみでは困難であると判断される場合、交付対象者の立会を求めることができる。

(c) 現地確認者は、交付対象者が現地確認内容を認知できるように、(ア)の(b)において規定される標示票に、現地確認の結果を記入する。なお、記入する事項とは、現地確認日、交付の適否等とする。

(d) 現地確認者は、確認した対象行為の実施状況の結果について、対象行為の確認野帳(様式30号)を作成する。

(3) 交付事務

補助事業者は、交付対象者(交付金を代理により受領する者がいる場合にあつては、その者)への交付額等を記載した交付金支払調書(様式31号)を作成する。

2 推進事務を実施しようとする補助事業者は、推進事務実施計画(様式32号)を作成し、第5に定める交付申請書とともに、局長に提出しなければならない。

3 推進事務を実施した補助事業者は、推進事務実績書(様式33号)を作成し、第10に定める実績報告書とともに、局長に提出しなければならない。

4 その他推進事務の実施につき必要な事項は、この要領に定める対象行為の実施に係る規

定に準じて行うものとするが、その他事務の実施上必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

(その他)

第21 市町村が交付対象者として事業を実施する場合の事務取扱について、この要領に定めるもののほか、県要領別紙により詳細を定める。

2 その他交付金交付につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、施行の日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年度事業から適用する。

(別表1)

対象行為の実施状況の確認について

対象行為に係る確認方法は、次に掲げるとおりとする。

対 象 行 為	確 認 方 法
森林経営計画作成促進	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書で確認
森林境界の明確化	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書等で確認
森林所有者の探索	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書等で確認
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	(現地確認) 路盤補強、排水施設や土留の設置などの改良活動状況等の現地確認 (書類審査) 対象行為の実施状況の報告書で確認

(様式1号)

〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金事業要望書

番 号  
〇〇 年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年度において、別添のとおり森林整備地域活動支援交付金事業を実施したいので、関係書類を添えて要望します。

記

- 1 添付書類 様式1号別紙1 (「森林経営計画作成促進」計画書)  
様式1号別紙2 (「森林境界の明確化」計画書)  
様式1号別紙3 (「森林所有者の探索」計画書)  
様式1号別紙4  
(「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」計画書)  
様式1号別紙5 (森林整備地域活動支援交付金推進事務計画の概要)





4 対象行為等実施計画

ア 経営委託

番号	森林の所在地		活動期間	対象行為の 具体的内容	対象行為 の実施者	備 考
	対象行為の 実施箇所	林班-小班-施 業番号				
	計					

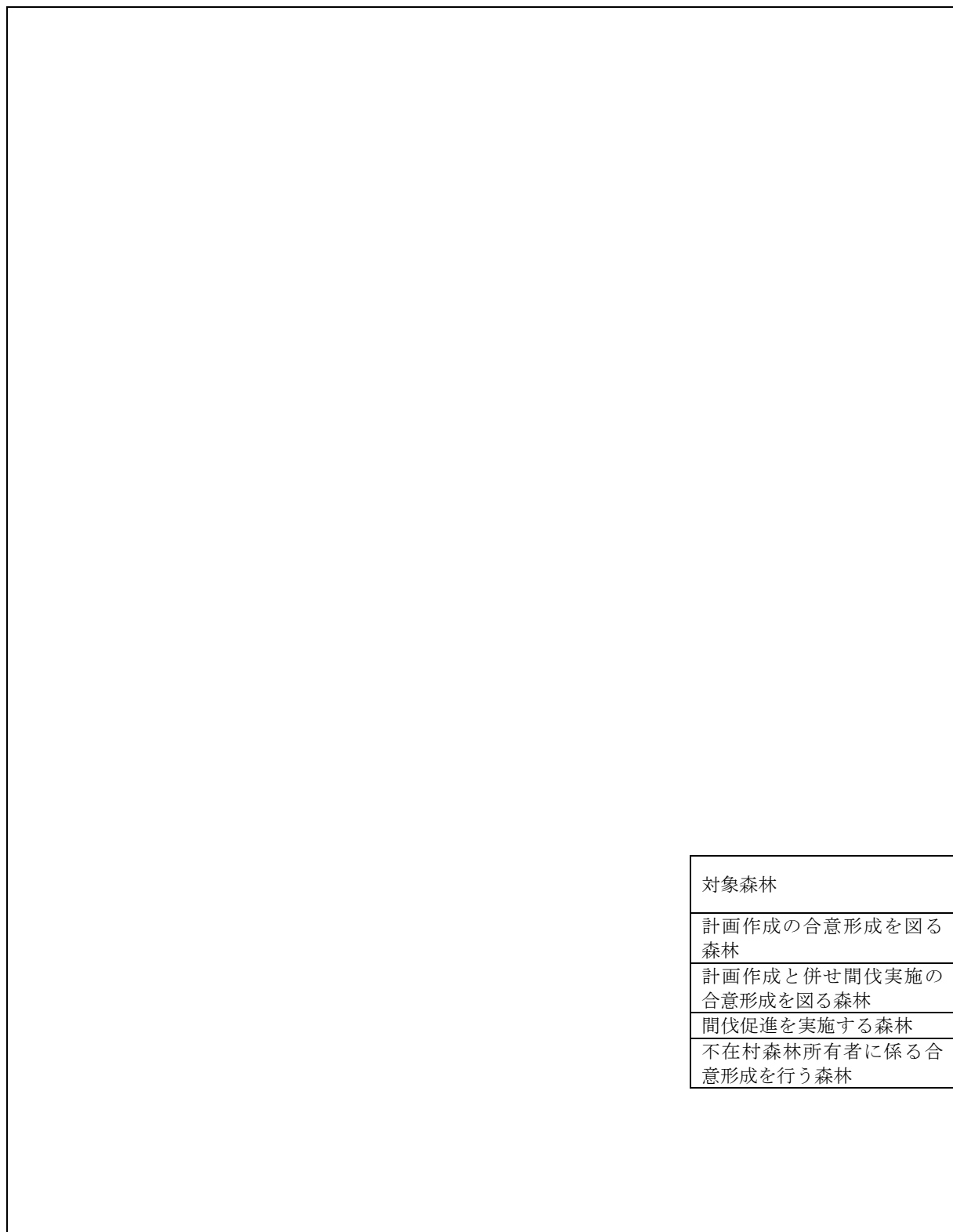
イ 共同計画等

番号	森林の所在地		活動期間	対象行為の 具体的内容	対象行為 の実施者	備考
	対象行為の実 施箇所	林班-小班-施 業番号				
	計					





## 5 対象森林等位置図



図面については、森林計画図等を基に作成した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面とする。

(様式1号別紙2)

「森林境界の明確化」計画書

1 計画期間：〇〇 年 月 日 ～ 月 日

2 計画者名：〇〇〇〇（協定の代表者）

3 積算基礎森林面積

(1) 森林境界の測量

番号	森林の所在地	所有者名	面積 (ha)	加算措置			測量延長 (m)	備考
				精度向上	リモセン	不在村		
計								

(注) 1 「森林の所在地」には、地域活動を行う林小班名等を記載して下さい。

2 「加算措置」のうち「精度向上」とは、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)のbに定める交付単価の加算を適用した森林面積、「リモセン」とは、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)のcに定める交付単価の加算を適用した森林面積、「不在村」とは、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)のdに定める交付単価の加算を適用した森林面積。

3 「森林境界案の作成」を実施した際は、「備考」欄に「境界案」と記入して下さい。

4 対象行為等実施計画

(1) 森林境界の測量

番号	活動期間	対象行為の実施箇所 (林班-小班-施業番号)	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考
計					

(注) 1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行う林小班名等を記載して下さい。

2 「対象行為の具体的内容」には、「森林情報の収集」、「境界の測量」、「精度向上による測量」、「リモセンによる測量」、「森林境界案の作成」、「情報の整理・保存」等を記載すること。

。

5 対象森林等位置図



図面については、森林計画図等を基に作成した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面とする。

(様式1号別紙3)

「森林所有者の探索」計画書

1 計画期間：〇〇年 月 日 ～ 月 日

2 計画者名：〇〇〇〇（協定の代表者）

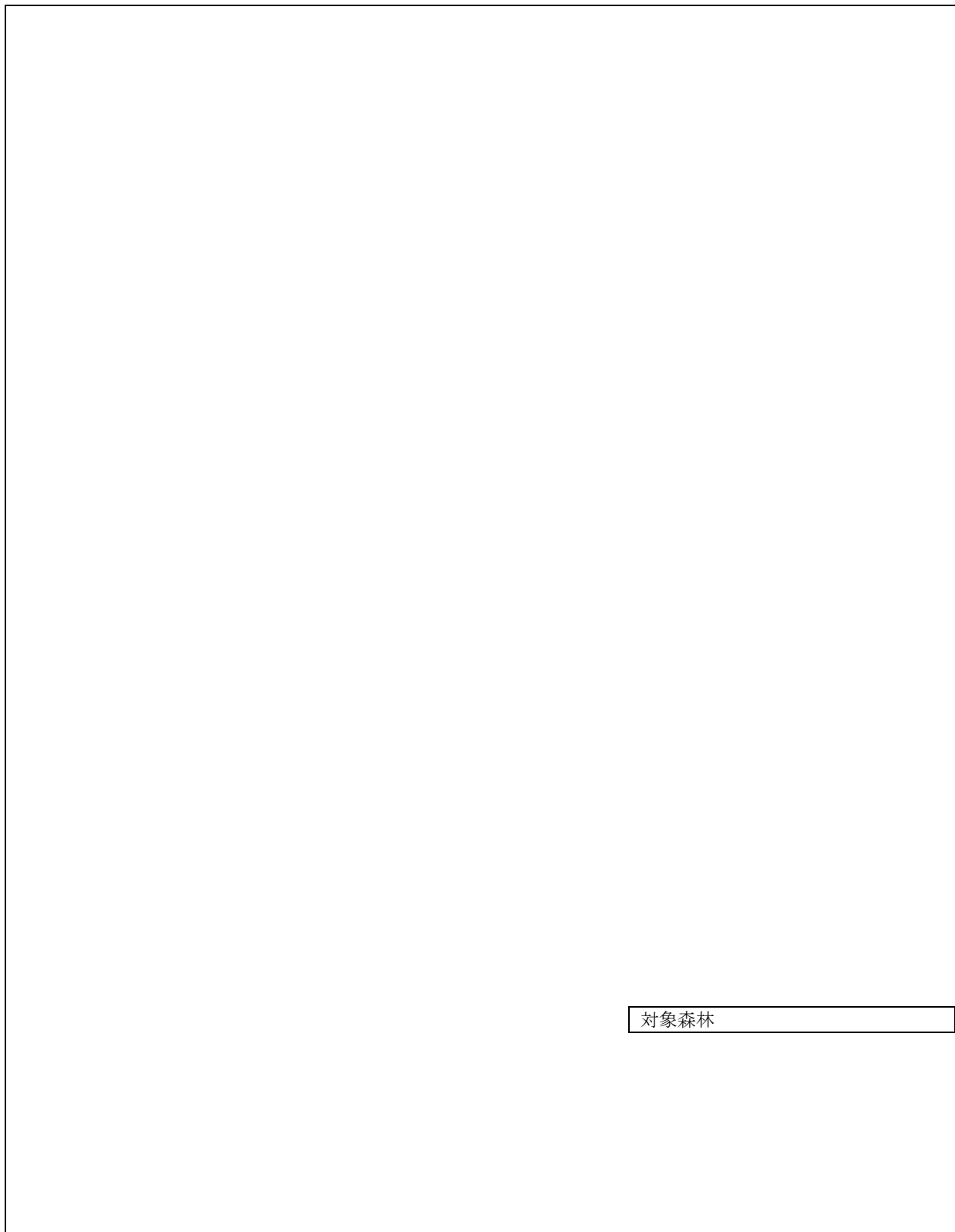
3 対象行為等実施計画

番号	活動期間	対象行為の実施箇所	対象行為の 具体的内容	対象行為の 実施者	備考
計					

(注) 1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行う林小班名等を記載して下さい。

2 「対象行為の具体的内容」には、「DMによる確認」、「所在地へ訪問」等、活動内容を記載して下さい。

4 対象森林等位置図



図面については、森林計画図等を基に作成した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面とする。

(様式1号別紙4)

「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」計画書

1 計画期間：〇〇年 月 日 ～ 月 日

2 計画者名：〇〇〇〇（協定の代表者）

3 対象行為等実施計画

番号	活動期間	対象行為の実施箇所	対象行為の 具体的内容	対象行為の 実施者	備考
計					

注1：「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行う林小班名等を記載して下さい。

注2：「対象行為の具体的内容」には、「簡易な側溝の設置」、「路盤補強」等を記載して下さい。

## 4 対象森林等位置図



図面については、森林計画図等を基に作成した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面とする。

(様式1号別紙5)

森林整備地域活動支援交付金推進事務計画の概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	事業費	負担区分			備考
						森林整備地域活動支援交付金推進事務	都道府県費	市町村費	

- 注： 1 区分は「市町村推進事務」と記入する。  
2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。



(様式2号)

番 号  
〇〇 年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金早期着手協議書

森林整備地域活動支援交付金事業を早期着手したいので、長野県森林整備地域活動支援交付金交付要領(平成25年6月14日付け25森政第110号林務部長通知)第3の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり協議します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業費
- 3 事業実施主体
- 4 着手予定年月日
- 5 早期着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は補助事業者が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。
4. 事業費及び補助金等は補助金交付決定のときに変更することがあること。



(様式3号別紙)

1 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：ha、m、円)

区分		協定締結数	積算基礎森林面積 (ha)		交付額	うち国費
森林経営 計画作成 促進	経営委託		実施面積			
			うち不在村加算面積			
	共同計画等	( )	実施面積			
			うち不在村加算面積			
	間伐促進	( )	実施面積			
			うち不在村加算面積			
	計	( )	実施面積			
			うち不在村加算面積			
森林境界 の明確化	森林境界の 測量	( )	実施面積			
			うち精度向上加算面積			
			うちリモセン加算面積			
			うち不在村加算面積			
	森林境界案 の作成	( )	実施面積			
森林所有者の探索		( )	実施面積			
森林経営 計画作 成・森林 境界の明 確化に向 けた条件 整備	森林経営計 画作成促進	( )	実施面積			
	森林境界の 明確化	( )	実施面積			
	計	( )	実施面積			
合計		( )	実施面積			

(注) 1 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記載する。

2 「森林経営計画の作成促進」における「面積」欄について、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のアの(イ)のbの表に定める交付単価の加算が適用される森林(不在村森林所有者加算)の面積を内書きで記載する。

3 「森林境界の明確化」の「面積」欄について、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)のb、c及びdの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。

4 「協定締結数」は、該当メニューの協定締結数を記入する。なお、複数のメニューを含む協定は、「区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸書の数字を、それ以外のメニューは( )内に記載する。

5 「交付額」は国費及び県費、市町村費の合計額を記載する。

## 2 推進事務における地域説明会の開催計画

開催時期	説明内容	備考

## 3 確認計画

### (1) 書類審査計画

#### ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審査件数	備考

#### イ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審査件数	備考

#### ウ 「森林所有者の探索」に係るもの

協定数	審査件数	備考

#### エ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	実施箇所数	協定締結者数	審査件数	備考

### (2) 現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

注：1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。

：2 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。

：3 確認方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

## 4 交付計画

(1) 「森林経営計画作成促進」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(2) 「森林境界の明確化」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(3) 「森林所有者の探索」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(4) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

5 支出別内訳

(単位：円)

県費	市町村費	計

注：「県費」欄には、国からの交付金により造成した資金からの取崩額を含む額を記載し、「計」欄の額は、上記1の「交付額」欄に記載した金額の合計並びに6の推進事務費欄の合計と一致させる。

6 森林整備地域活動支援対策交付金推進事務計画の概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	事業費	負担区分			備考
						森林整備地域活動支援交付金推進事務	都道府県費	市町村費	

注：1 区分は「市町村推進事務」と記入する。

2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

(様式4号)

収支予算(決算)書

収入の部

区 分	金 額	備 考
国交付金	円	
県 費	円	
市町村費	円	
その他	円	
合 計	円	

支出の部

区 分	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(注) 積算内訳に記載する員数、単価等の根拠などを明らかにし、説明資料を添付すること。

(様式 5 号)

長野県 地域振興局指令 第 号

市町村名

〇〇 年 月 日付け 号で申請のありました、〇〇 年度森林整備地域活動  
支援交付金事業の交付金、金 円を次の条件を付して交付します。

〇〇 年 月 日

長野県 地域振興局長 

- (1) 補助事業者は、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）、長野県森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成 14 年 4 月 23 日付け 14 林政第 43 号林務部長通知）及び国の定める通知に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助事業者ごとの当該交付金に係る消費税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを交付金額から減額し、仕入れに係る消費税額等相当額を集計して報告しなければならないこと。  
また、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金による仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式 5 号）によりその金額（実績報告において前段により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに〇〇地域振興局長（以下「局長」という）に報告するとともに、当該金額を局長に返還しなければならない。
- (3) 補助事業者は、交付対象者から提供された成果について、森林簿等への反映が必要と認める場合は、その成果を局長に提供するものとする。
- (4) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (5) 補助事業者は、交付対象者から交付金の全部又は一部について納付があった場合は、当該納付額のうち局長から交付された交付金に相当する額を県に返還しなければならない。
- (6) 補助事業者は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して 5 年間、又は交付金の交付を受けたときに森林経営計画の作成や間伐等の実施が条件として付されている場合は、その



実施が確認されるまでのいずれか長い期間について備え、整理保管しておくこと。

- (7) 補助事業者は、交付対象者が交付の条件を遵守するよう次の各号について指導するものとする。
- ア 交付金の交付に際して森林経営計画の作成や間伐等の実施が条件として付す場合は、定められた期限までに実施するよう指導を行うこと。
  - イ 交付金の交付を受けたことにより、作成又は変更が行われた森林経営計画について、計画内容の遵守違反等により認定取消とならないよう実行管理に係る指導を行うこと。
- (8) 局長は、補助事業者が局長の付した条件に違反した場合、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (9) 補助事業者は、協定に基づき実施した対象行為の結果が、交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに局長に協議し、その指示に従って交付金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

(様式6号)

補助事業等における仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
〇〇 年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金等交付決定の通知があった事業について、長野県森林整備地域活動支援交付金交付要領（平成25年6月14日付け25森政第110号林務部長通知）第5の2の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）<br>第15条に基づく確定額 | 金 | 円 |
| (〇〇 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)                            |   |   |
| 2 補助金等の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                          | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額            | 金 | 円 |
| 4 補助金等返還相当額（3－2）                                      | 金 | 円 |

(注) 添付書類

3の金額の積算の内訳

(様式7号)

森林整備地域活動支援交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、長野県森林整備地域活動支援交付金交付要領第6の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、国実施要領の別表2のIの2の1に定められているメニューについて記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(様式 8 号)

森林整備地域活動支援交付金変更承認申請書

〇〇 年 〇 月 〇 日  
番 号

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年 〇 月 〇 日付け長野県 地域振興局指令 第 〇 号で交付決定のあつた〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金事業を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

- 2 添付書類 様式 3 号 (交付申請書) 別紙  
様式 4 号 (収支予算書)  
様式 32 号 (推進事務実施計画書)、別紙

(注) 変更に係る箇所を 2 段書きとし、変更後の内容を上段に記載すること。

(様式 8-2 号)

森林整備地域活動支援交付金変更報告書

〇〇 年 〇 月 〇 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年 〇 月 〇 日付け長野県 地域振興局指令 第 〇 号で交付決定のあつた〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金事業を下記のとおり変更したので報告します。

記

1 変更理由


- 2 添付書類 様式 3 号 (交付申請書) 別紙  
様式 4 号 (収支予算書)  
様式 32 号 (推進事務実施計画書)、別紙

(注) 変更に係る箇所を 2 段書きとし、変更後の内容を上段に記載すること。

(様式9号)

〇〇 年 〇 月 〇 日

市町村長 様

地域振興局長 

森林整備地域活動支援交付金事業の変更の承認について

〇〇 年 〇 月 〇 日付け 第 〇 号で申請のありました〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金事業の変更については、承認します。

(様式 10 号)

森林整備地域活動支援交付金事業中止（廃止）承認申請書

〇〇 年 〇 月 〇 日  
番 号

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年 〇 月 〇 日付け長野県 地域振興局指令 第 〇 号で交付決定のあつた〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金事業を下記のとおり中止（廃止）したいので承認してください。

記

- 1 事業中止（廃止）の理由
- 2 事業の進捗状況
- 3 事業を中止する期間
- 4 事業実施の見通し

(様式 11 号)

森林整備地域活動支援交付金事業実施期間延長承認申請書

〇〇 年 〇 月 〇 日  
番 号

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年 〇 月 〇 日付け長野県 地域振興局指令 第 〇 号で交付決定のあつた〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金事業の実施期間を下記のとおり延長したいので承認してください。

記


- 1 箇 所 名
- 2 事業が予定期間内に完了しない理由
- 3 事業の進捗状況
- 4 事業実施期間延長後の完了予定期日



(様式 12 号)

〇〇 年 〇 月 〇 日  
番 号

市町村長 様

地域振興局長 

森林整備地域活動支援交付金事業の中止（廃止、完了期限延長）の承認について

〇〇 年 〇 月 〇 日付け 第 〇 号で申請のありました〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金事業の中止（廃止、完了期限延長）については、承認します。

(様式 13 号)

森林整備地域活動支援交付金変更交付申請書

〇〇 年 〇 月 〇 日  
番 号

地域振興局長様

市町村長

〇〇 年 〇 月 〇 日付け長野県 地域振興局指令 第 〇 号で交付決定のあつた〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金事業を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更前の交付金額
- 2 増（減）額
- 3 変更後の交付金額

(様式14号)

長野県 地域振興局指令 第 号

市町村名

〇〇 年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金事業の交付金を次のとおり変更し交付します。

〇〇 年 月 日

地域振興局長 印

- 1 変更の対象となった事業内容は、当該変更交付申請書のとおりとする。
- 2 交付金事業に要する経費及び交付金は、次のとおりとする。

交付金事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円
今回の増減額	金	円

(様式15号の1)

〇〇 年 月 日

市町村長 様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、〇〇年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成促進」実施状況報告書
- 2 同意書の写し（又は同意を確認出来る書類）
- 3 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 4 森林情報の収集活動結果（現況調査等をしたもの）





4 対象行為等実施状況

ア 経営委託

番号	森林の所在地		日付	活動時間	対象行為の 具体的内容	対象行為 の実施者	備考
	対象行為の 実施箇所	林班-小班-施 業番号					
	計						

イ 共同計画等

番号	森林の所在地		日付	活動時間	対象行為の 具体的内容	対象行為 の実施者	備考
	対象行為の実 施箇所	林班-小班-施 業番号					
	計						



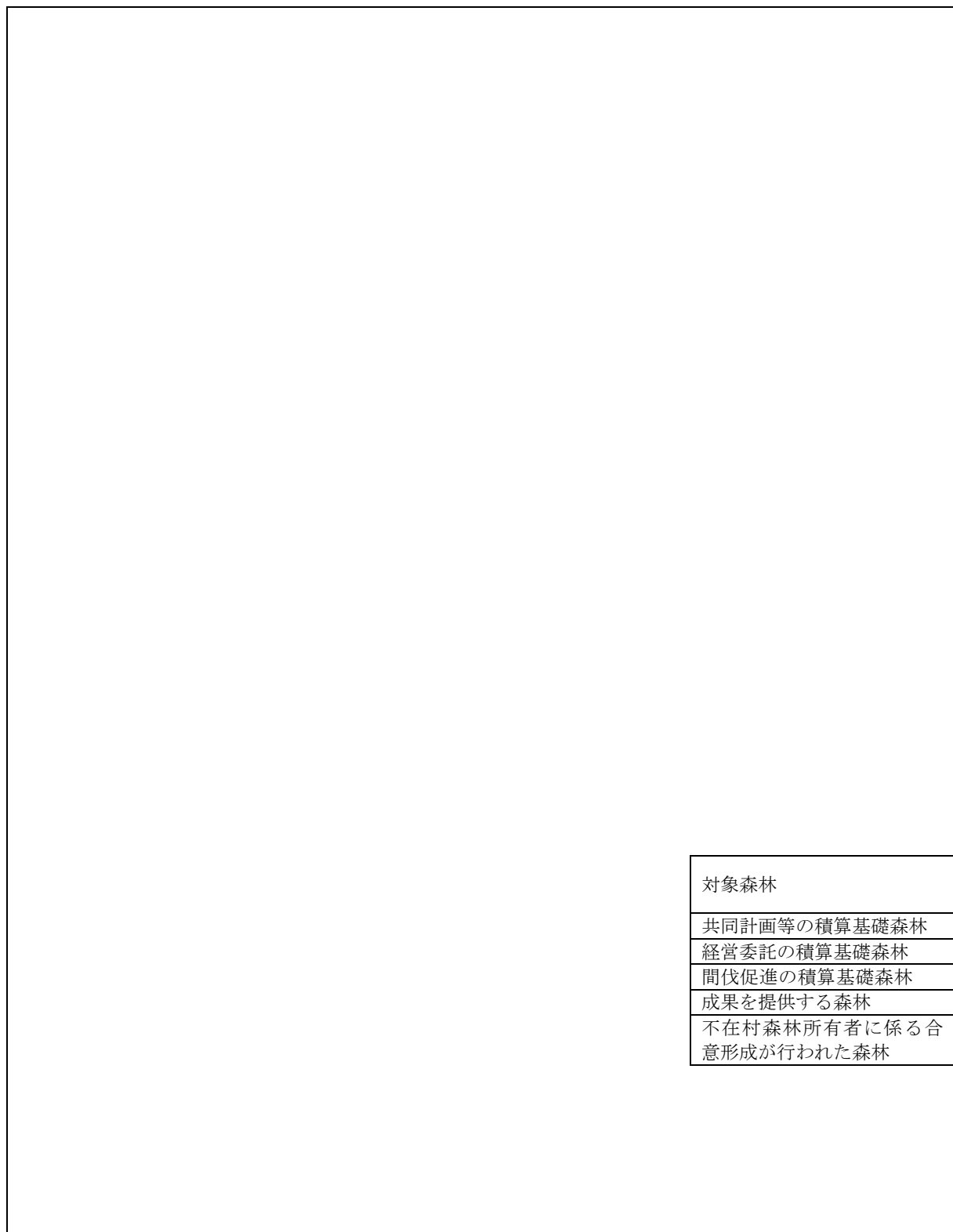


5 実行経費内訳報告書

区分	金額(円)	備考
合計		

※区分（欄）には、国実施要領の別紙1のIの5の（1）に基づき記載すること。

## 6 対象森林等位置図



図面については、森林計画図等を基に作成した交付対象者が地域活動を行った森林の所在を明示した図面とする。

7 地域活動状況写真整理帳

活動 番号	日付
活動内容	

活動 番号	日付
活動内容	

活動 番号	日付
活動内容	

(様式 15 号の 2)

〇〇 年 月 日

市町村長 様

交付対象者 (協定の代表者)

対象行為の実施状況報告書の提出について (森林境界の明確化)

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領 (令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知) 別表 2 の I の 2 の 1 の規定に基づき、〇〇 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林境界の明確化」実施状況報告書
- 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 3 測量成果 (電子データ等)

(様式 15 号の 2 別紙)

「森林境界の明確化」実施状況報告書

1 実施期間：〇〇 年 月 日 ～ 月 日

2 実施者名：〇〇〇〇 (協定の代表者)

3 積算基礎森林面積

(1) 森林境界の測量

番号	森林の所在地	所有者名	面積 (ha)	加算措置			測量延長 (m)	備考
				精度向上	リモセン	不在村		
計								

(注) 1 「森林の所在地」には、地域活動を行う林小班名等を記載して下さい。

2 「加算措置」のうち「精度向上」とは、国実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の③のイの (イ) の b に定める交付単価の加算を適用した森林面積、「リモセン」とは、国実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の③のイの (イ) の c に定める交付単価の加算を適用した森林面積、「不在村」とは、国実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の③のイの (イ) の d に定める交付単価の加算を適用した森林面積。

3 「森林境界案の作成」を実施した際は、「備考」欄に「境界案」を記入してください。

4 対象行為等実施状況

(1) 森林境界の測量

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所 (林班-小班-施業番号)	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考
計						

(注) 1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行う林小班名等を記載して下さい。

2 「対象行為の具体的内容」には、「森林情報の収集」、「境界の測量」、「精度向上による測量」、「リモセンによる測量」、「森林境界案の作成」、「情報の整理・保存」、「区域表示」等を記載すること。

5 実行経費内訳報告書

区分	金額(円)	備考
合計		

※区分（欄）には、国実施要領の別紙1のIの5の（1）に基づき記載すること。



7 地域活動状況写真整理帳

活動 番号	日付
活動内容	

活動 番号	日付
活動内容	

活動 番号	日付
活動内容	



(様式 15 号の 3)

〇〇 年 月 日

市町村長 様

交付対象者 (協定の代表者)

対象行為の実施状況報告書の提出について (森林所有者の探索)

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領 (令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知) 別表 2 の I の 2 の 1 の規定に基づき、〇〇 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林所有者の探索」実施状況報告
- 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 3 探索で収集した資料の写し等

(様式15号の3別紙)

「森林所有者の探索」実施状況報告書

1 実施期間：〇〇 年 月 日 ～ 月 日

2 実施者名：〇〇〇〇（協定の代表者）

3 対象行為等実施状況

番号	森林の所在地	所有者名	面積 (ha)	確認資料	確知の状況	備考
計						

(注) 1 「所有者名」欄は確認後の氏名を記入してください。

2 「確認資料」欄には、探索として収集した資料「戸籍」「住民票」「課税台帳」を記載してください。

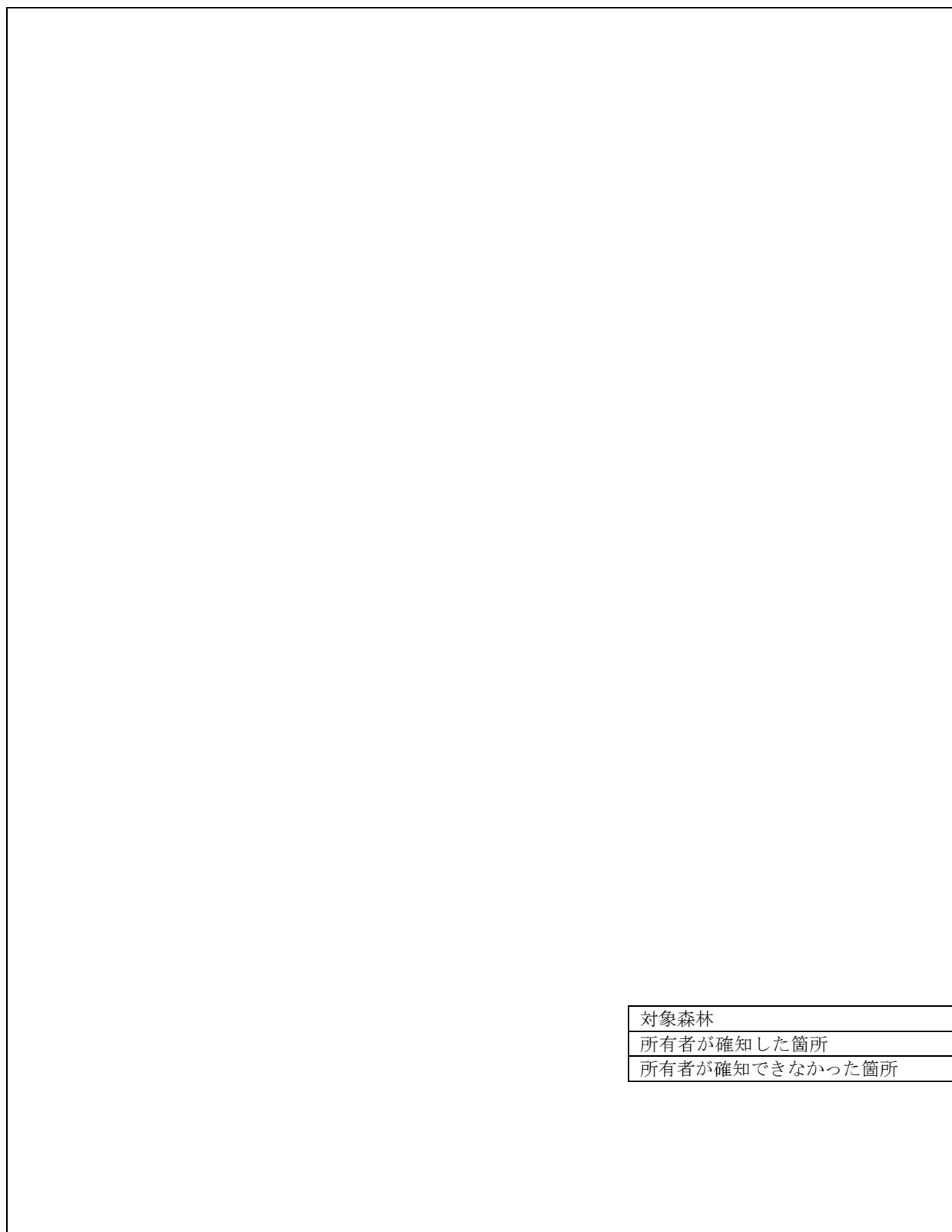
3 「確知の状況」欄には、確知した場合は「確知」、確知しなかった場合は「不明」と記入してください。

4 実行経費内訳報告書

区分	金額(円)	備考
合計		

※区分（欄）には、国実施要領の別紙1のIの5の（1）に基づき記載すること。

## 5 対象森林等位置図



図面については、森林計画図等を基に作成した交付対象者が地域活動を行った森林の所在を明示した図面とする。

(様式 15 号の 4)

〇〇 年 月 日

市町村長 様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（条件整備）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）別表 2 の I の 2 の 1 の規定に基づき、〇〇 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」実施状況報告書
- 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し

(様式15号の4別紙)

「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」実施状況報告書

1 実施期間：〇〇 年 月 日 ～ 月 日

2 実施者名：〇〇〇〇（協定の代表者）

3 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考
計						

注1：「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載して下さい。

注2：「対象行為の具体的内容」には、「簡易な側溝の設置」、「路盤補強」等を記載して下さい。

4 実行経費内訳報告書

区分	金額(円)	備考
合計		

※区分（欄）には、国実施要領の別紙1のIの5の（1）に基づき記載すること。

5 対象森林等位置図



図面については、森林計画図等を基に作成した交付対象者が地域活動を行った森林の所在を明示した図面とする。

6 地域活動状況写真整理帳

活動 番号	日付
活動内容	

活動 番号	日付
活動内容	

活動 番号	日付
活動内容	

(様式 16 号)

〇〇 年 〇 月 〇 日  
番 号

地域振興局長 様

市町村長

森林整備地域活動支援交付金実績報告書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）別表 2 の I の 2 の 1 及び長野県森林整備地域活動支援交付金交付要領（平成 25 年 6 月 14 日付け 25 森政第 110 号林務部長通知）第 10 の規定に基づき、別紙のとおり報告します。



(様式16号別紙)

1 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：ha、m、円)

区分		協定 締結数	積算基礎森林面積 (ha)		交付額	うち国費
森林経営 計画作成 促進	経営委託		実施面積			
			合意が得られた面積			
			成果を提供した面積			
			うち不在村加算面積			
	共同計画等	( )	実施面積			
			合意が得られた面積			
			成果を提供した面積			
			うち不在村加算面積			
	間伐促進	( )	実施面積			
			合意が得られた面積			
			成果を提供した面積			
			うち不在村加算面積			
計	( )	実施面積				
		合意が得られた面積				
		成果を提供した面積				
		うち不在村加算面積				
森林境界 の明確化	森林境界の 測量	( )	実施面積			
			うち精度向上加算面積			
			うちリモセン加算面積			
			うち不在村加算面積			
	森林境界案 の作成	( )	実施面積			
森林所有者の探索		( )	実施面積			
森林経営 計画作 成・森林 境界の明 確化に向 けた条件 整備	森林経営計 画作成促進	( )	実施面積			
	森林境界の 明確化	( )	実施面積			
	計	( )	実施面積			
合計		( )	実施面積			

(注) 1 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記載する。

2 「森林経営計画の作成促進」における「面積」欄について、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のアの(ア)のbの(b)に規定する森林(成果を市町村に提供する森林)の面積の内訳を記載し、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のアの(イ)のbの表に定める交付単価の加算が適用される森林(不在村森林所有者加算)の面積を内書きで記載する。

3 「森林境界の明確化」の「面積」欄について、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)のb、c及びdの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。

4 「協定締結数」は、該当メニューの協定締結数を記入する。なお、複数のメニューを含む協

定は、「区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸書の数字を、それ以外のメニューは( )内に記載する。

5 「交付額」は国費及び県費、市町村費の合計額を記載する。

## 2 推進事務における地域説明会の開催実績

開催時期	説明内容	備考

## 3 確認実績

### (1) 書類審査実績

#### ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審査件数	備考

#### イ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審査件数	備考

#### ウ 「森林所有者の探索」に係るもの

協定数	審査件数	備考

#### エ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	実施箇所数	協定締結者数	審査件数	備考

### (2) 現地確認実績

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

注：1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。

注：2 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。

注：3 確認方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

4 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施実績の概要

事業 実施 主体	区分	事業の 内容	実施 量	単価	推進事 務費	負担区分			備考
						森林整備 地域活動 支援交付 金推進 事務費	都道府 県費	市町村 費	

注：1 区分は「市町村推進事務」と記入する。

2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

5 支出別内訳

(単位：円)

県費	市町村費	計

注1： 「県費」欄には、国からの交付金により造成した資金からの取崩額を含む額を記載し、「計」欄の額は、上記1の「交付額」欄に記載した金額の合計並びに4の推進事務費欄の合計と一致させる。

注2： 収支決算書（様式4号）を添付する。

(様式17号)

森林整備地域活動支援交付金事業調査調書

〇〇 年( 年) 月 日

地域振興局長 様

調査者 職  
氏名

補助金等交付規則第13条の規定による調査の結果は次のとおりです。

補助事業者		調査年月日	〇〇 年 月 日
事業名			
決定指令	当初	〇〇 年 月 日指令 第 号 補助金 円	
	変更	〇〇 年 月 日指令 第 号 補助金 円	
	変更	〇〇 年 月 日指令 第 号 補助金 円	
事業内容	区 分	事 業 内 容	備 考
事業	着手 〇〇 年 月 日		
実施期間	完了 〇〇 年 月 日		
調査状況	別紙のとおり		
所 見			

(様式17号別紙)

1 予算執行の状況

(1) 収入

科 目	金 額	備 考

(2) 支出

科 目	金 額	目的物引取年月日又は 支出負担行為義務日	備 考
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	
	円	〇〇 年 月 日	


(様式 18 号)

長野県 地域振興局達 第 号

市町村名

〇〇 年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で交付決定しまし  
た〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金事業の交付金の額を金 円  
と確定します。

〇〇 年 月 日

地域振興局長 

(様式 19 号)

〇〇 年 〇 月 〇 日

林務部長 様

地域振興局長

森林整備地域活動支援交付金事業の実績報告について

このことについて、別添のとおり〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金事業の交付金の額の確定をいたしましたので報告します。

記

- 1 市町村名
- 2 交付決定年月日
- 3 事業費及び交付金額
- 4 着手年月日
- 5 完了年月日

(添付書類)

実績報告書の写し  
支出命令票の写し  
調査復命書の写し  
推進事務実績書の写し

(様式 20 号)

森林整備地域活動支援交付金交付（概算払）請求書

〇〇 年 〇 月 〇 日  
番 号

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年 〇 月 〇 日付け長野県 地域振興局達（指令） 第 〇 号で額の確定（交付決定）のあった〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金を下記のとおり交付（概算払）してください。

記

- 1 交付金確定（交付決定）額 金 円  
2 交付（概算払）請求額 金 円  
3 概算払受領済額 金 円

4 請求額の内訳

箇所名	交付金確定 (交付決定)額	交付（概算払）請求額			残 額	請求日 現在の 出来高
		既交付額	今回請求 額	計		
	円	円	円	円	円	%
計						

- 5 振込先 金融機関名： 本・支店名：  
講座種別： 口座番号：  
口座名義：



(様式21号の1)

〇〇 年 月 日

市町村長 様

交付対象者（協定の代表者）

施業等の実施状況報告書の提出について

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、〇〇年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成促進」実施状況報告書（様式15号の1別紙）
- 2 森林経営計画（変更）認定書の写し
- 3 経営委託、間伐促進による施業等の実績（森林整備事業補助金申請書の写し等）
- 4 点検シート「C 交付後要件」（森林整備地域活動支援交付金点検シート取扱要領様式）
- 5 その他（現況調査資料等）
- 6 1及び2の森林経営計画の作成・変更が未達成、又はその実施状況が「対象行為の実施状況報告書」と異なる場合は、その理由、経緯等について、必要十分な説明書面を添えるものとする。
- 7 1及び3による施業内容等が未達成、又はその実施状況が「対象行為の実施状況報告書」と異なる場合は、その理由、経緯等について、必要十分な説明書面を添えるものとする。  
（※6, 7については、必要に応じて添付）
- 8 1から3及び5は局長から部長への提出の際は添付を不要とする。

(様式21号の1別紙)

交付後要件の実施状況（森林経営計画作成促進）集計表

市町村	
-----	--

1 交付金交付までに実施した地域活動の内容等

交付年度		〇〇 年度		
地区(団地)名		地区		
交付対象者				
地域活動の内容		森林経営計画作成促進(共同計画・経営委託・間伐促進)		
積算基礎森林面積	共同計画	森林経営計画作成同意	ha	
		市町村へ成果を提供	ha	
		小計	ha	
	間伐促進	経営委託		ha
		間伐促進	間伐同意	ha
			市町村へ成果を提供	ha
			小計	ha

2 交付後要件

種別	期限	その他
森林経営計画作成(変更)	〇〇 年度	交付金受領の翌年度まで
施業(間伐)の実施期間 (計画期間)	〇〇 年度～〇〇 年度	対象となる森林経営計画の期間

3 交付後要件の実施概要

(1) 完了

種別	実施年度	実施面積(ha)	進捗率(%)	備考
森林経営計画作成	〇〇 年度	ha	%	
間伐実施	〇〇 年度	ha	%	
	〇〇 年度	ha	%	
	〇〇 年度	ha	%	
	〇〇 年度	ha	%	
	〇〇 年度	ha	%	
	〇〇 年度	ha	%	
	合計		ha	

※積算基礎森林面積のうち該当する面積を森林簿の面積で記載する。

※進捗率は、対象行為のうち該当する積算基礎森林面積を100%とした場合の割合を記載する。

(2) 未実施（施業の計画：森林経営計画の内容を記載）

種別	年度	面積 (ha)	進捗率 (%)	備考
森林経営計画作成		ha		
間伐	〇〇 年度	ha	%	
	〇〇 年度	ha	%	
	〇〇 年度	ha	%	
	〇〇 年度	ha	%	
	〇〇 年度	ha	%	
	〇〇 年度	ha	%	
	合計		ha	%

※積算基礎森林面積のうち該当する面積を森林簿の面積で記載する。

※該当する森林経営計画について積算基礎森林に係る計画量（森林経営計画の内容の集計値）を森林簿の面積で記載する。

※進捗率は、対象行為のうち該当する積算基礎森林面積を 100%とした場合の割合を記載する。

※森林経営計画の該当する年度を全て記載する。

(3) 未実施が確定したもの

種別	未実施面積 (ha)	割合 (%)	備考
森林経営計画未作成	ha	%	
間伐未実施	ha	%	

※積算基礎森林面積のうち該当する面積を森林簿の面積で記載する。

※割合は、対象行為のうち該当する積算基礎森林面積を 100%とした場合の割合を記載する。

(4) 未実施の理由

※手続きに係る資料を添付すること。

(様式 21 号の 2) (平成 29 年度実施結果報告書提出事業に限る)

〇〇 年 月 日

市町村長 様

交付対象者 (協定の代表者)

### 施業等の実施状況報告書の提出について

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領 (令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知) 別表 2 の I の 2 の 1 の規定に基づき、〇〇 年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

#### 記

- 1 「施業集約化の促進」実施状況報告書
- 2 間伐等施業の実績 (森林整備事業補助金申請書の写し等)
- 3 森林経営計画認定書の写し
- 4 その他 (現況調査資料等)
- 5 1 及び 2 による交付後に行う要件が未達成、又はその実施状況が「対象行為の実施結果報告書」と異なる場合は、その理由、経緯等について、必要十分な説明書面を添えるものとする。  
(※ 5 については、必要に応じて添付)

(様式 21 号の 2 別紙) (平成 29 年度実施結果報告書提出事業に限る)

交付後要件の実施状況 (施業集約化の促進) 集計表

市町村名	
------	--

1 交付金交付までに実施した地域活動の内容等

交付年度	〇〇 年度	
地区(団地)名		
交付対象者		
地域活動の内容	施業集約化の促進	
積算基礎森林面積	施業の同意	ha
	市町村へ成果を提供	ha
	合計	ha

2 交付後要件

種別	期限	その他
間伐等実施	〇〇 年度	交付金受領の翌年度まで

3 交付後要件の実施概要

(1) 完了

種別	実施年度	実施面積 (ha)	進捗率 (%)	備考
間伐等実施	〇〇 年度	ha	%	

※施業実施個所については、別途、実施個所の内訳及び 1 施行箇所あたりの施行面積、搬出材積が確認できる書面を添付すること。

(2) 未実施が確定したもの

種別	実施面積 (ha)	備考
間伐等未実施	ha	

(様式22号)

森林整備地域活動支援交付金返還報告書

番 号  
年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年度から〇〇 年度に係る森林整備地域活動支援交付金の返還について、下記のとおり報告します。

記

1 返還の理由

2 内容

年 度	交付金総額	交 付 金	返 還 金	備 考
	円	円	円	
計				

(注)様式 22 号付表を添付すること。

(様式22号付表)

(〇〇 年度分)

1 対象面積

(単位: ha)

区 分		交付対象 面積	返還対象 面積
森 林 経 営 計 画 作 成 促 進	経営委託 (1)		
	共同計画等 (2)		
	間伐促進 (3)		
	計 (1)+(2)+(3)		
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 (4)			
計 (4)			
森林所有者の探索 (5)			
計 (5)			
森 林 境 界 の 明 確 化	森林境界の確認 (6)		
	森林境界の測量 (7)		
	森林境界案の作成 (8)		
	計 (6)+(7)+(8)		
合計			

※区分欄には対象となる事業内容（地域活動の種類）を記載する。

※必要に応じ欄を追加すること。

2 経費の配分

(単位:円)

区 分	交付金			内 訳					
				県 交 付 金				市町村	
	総 額 (A= D+F+H)	県 (B=D+F)	返還金 (C=E+G)	定額分		定率分		交 付 金 (H)	返 還 金 (I)
				交 付 金 (D)	返 還 金 (E)	交 付 金 (F)	返 還 金 (G)		
森林経営計画作成促進									
森林経営計画作成・森林境界明確化に向けた条件整備									
森林所有者の探索									
森林境界の明確化									
計									

※区分欄には対象となる事業内容（地域活動の種類）を記載する。

※必要に応じ欄を追加すること。

### 3 返還に係る協定

#### (1) 「森林経営計画作成促進」に係る協定

協定締結数(件)	積算基礎森林面積(ha)	備 考

#### (2) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る協定

協定締結数(件)	積算基礎森林面積(ha)	備 考

#### (3) 「森林所有者の探索」に係る協定

協定締結数(件)	積算基礎森林面積(ha)	備 考

#### (4) 「森林境界の明確化」に係る協定

協定締結数(件)	積算基礎森林面積(ha)	備 考



(様式23号)

森林整備地域活動支援交付金返還期限延長申請書

番 号  
年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年 月 日付け 第 号で請求のあった〇〇 年度森林整備地域  
活動支援交付金の返還期限を下記のとおり延長してください。

記

1 延長申請の理由

2 延長申請による納期 〇〇 年 月 日

(様式24号)

森林整備地域活動支援交付金返還請求取消申請書

番 号  
年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年 月 日付け 第 号で請求のあった〇〇 年度の森林整備地域活動支援交付金返還請求を下記のとおり取り消してください。

記

1 返還請求取消申請の理由

2 返還請求取消申請額 円

(様式25号)

森林整備地域活動支援交付金返還請求に係る加算金免除申請書

番 号  
年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年 月 日付け 第 号で請求のあった〇〇 年度の森林整備地域活動支援交付金返還請求に係る加算金を下記のとおり免除してください。

記

1 加算金免除申請の理由

2 免除申請額の内容

交 付 金 受 領 額	交 付 金 受 領 年 月 日	返 還 金	規則第17条 による加算金	免除申請額	備 考
円		円	円	円	

(様式26号)

森林整備地域活動支援交付金返還請求に係る延滞金免除申請書

番 号  
年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年 月 日付け 第 号で請求のあった〇〇 年度の森林整備地域活動支援交付金返還請求に係る延滞金を下記のとおり免除してください。

記

1 延滞金免除申請の理由

2 延滞金 円

3 免除申請額 円

(様式 27 号)

地域活動に係る成果提供報告書

番 号  
年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

森林整備地域活動支援交付金事業に係る対象行為の実施結果を踏まえた報告書(測量を実施した場合はその成果を含む。)について、森林簿等への反映に資するため、関係書類等を添えて提供します。

記

- 1 対象行為の実施状況報告書(写)
  - ・ 様式 15 号の 1 (森林経営計画作成促進)
  - ・ 様式 15 号の 2 (森林境界の明確化)
  - ・ 様式 15 号の 3 (森林所有者の探索)
  
- 2 地域活動の成果品
  - ・ 森林情報の収集活動結果(森林内に立ち入って現況調査等をしたもの)
  - ・ 測量成果(電子データ等)
  
- 3 その他
  - ・ 森林簿等へ成果を反映するために必要なもの

※必要に応じて項目を追加削除すること

(様式28号)

番 年 月 号 日

交付対象者（協定の代表者） 様

市 町 村 長

### 森林整備地域活動支援対策交付金現地確認事前通知書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、対象行為の実施状況について、下記のとおり確認するので、通知します。

また、当該確認日には、森林整備地域活動支援対策交付金対象森林であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲示して下さい。

（なお、当該確認に際しては、立会方お願いします。）

注：（ ）は、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断され、相手方の立会を必要とする場合に付すこと。

#### 記

- 1 現地確認の日時  
〇〇 年 月 日 時
- 2 現地確認者
- 3 現地確認場所

区分	林小班又は地番	備考
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備		

注：「備考」欄には、該当対象行為を行った交付対象者の氏名を記入する。

- 4 現地確認の方法

現地確認者が、現場に掲示された標示票により、協定の対象森林を確認し、現場において、対象行為の実施状況の報告に基づき報告された対象行為が実施されているかの確認を行います。なお、現場にて確認した内容は、確認野帳に記録し保存します。

(様式29号)

〇〇 年度 森林整備地域活動支援対策交付金対象森林 標示票			
林小班又は地番		実施日	〇〇 年 月 日
対 象 行 為			
現地確認日	〇〇	年	月 日
			現地確認者
			現地立会者

(様式30号)

森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備  
対象行為の確認野帳

対象森林の所在場所、林班  
森林経営計画の認定番号

上記森林に係る対象行為について、下記のとおり確認しました。

現地確認日 ○○ 年 月 日

現地確認者

現地立会者

番号	交付対象者氏名	林小班名又は地番	適 否	備考
			適 ・ 否	
			適 ・ 否	
			適 ・ 否	
			適 ・ 否	
			適 ・ 否	
			適 ・ 否	
			適 ・ 否	

注：「適否」が否の場合は、備考欄にその理由を簡潔に記す。



(様式31号)

## 交付金支払調書

### 1 交付金交付日

### 2 「森林経営計画作成促進」に係るもの

#### (1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

#### (2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交 付 額	振 込 先	摘 要
	千円		

注：交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記入する。

### 3 「森林境界の明確化」に係るもの

#### (1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

#### (2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交 付 額	振 込 先	摘 要
	千円		

注：交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記入する。

### 4 「森林所有者の探索」に係るもの

#### (1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

#### (2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交 付 額	振 込 先	摘 要
	千円		

注：交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記入する。

5 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

(2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交 付 額	振 込 先	摘 要
	千円		

注：交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記入する。

(様式32号)

番 号  
〇〇 年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金推進事務実施計画書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

(様式32号別紙)

森林整備地域活動支援交付金推進事務実施計画書  
(市町村推進事務分)

1. 森林整備地域活動支援推進事務実施計画の概要  
別表記載のとおり。

2. 推進計画  
地域説明会の開催計画

開催時期	説明内容	備考

3. 確認計画

(1) 書類審査計画

ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審査件数	備考

イ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審査件数	備考

ウ 「森林所有者の探索」に係るもの

協定数	審査件数	備考

エ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	審査	協定締結者数	審査件数	備考

(2) 現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

- 注：1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。  
 2 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。  
 3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

4. 交付計画

(1) 「森林経営計画作成促進」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(2) 「森林境界の明確化」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(3) 「森林所有者の探索」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(4) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

5 実施計画概要

事業実施 主体	区分	事業の 内容	実施量	単価	事業費	負担区分			備考
						森林整備地域 活動支援推進 事務	都道府 県費	市町村費	

- 注：1 区分は「市町村推進事務」と記入する。  
 2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

(様式33号)

番 号  
〇〇 年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

〇〇 年度森林整備地域活動支援交付金推進事務実績書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

(様式33号別紙)

森林整備地域活動支援交付金推進事務実績書  
(市町村推進事務分)

1. 森林整備地域活動支援推進事務実績の概要  
別表記載のとおり。

2. 推進実績  
地域説明会の開催計画

開催時期	説明内容	備考

3. 確認実績

(1) 書類審査実績

ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審査件数	備考

イ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審査件数	備考

ウ 「森林所有者の探索」に係るもの

協定数	審査件数	備考



エ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	審査	協定締結者数	審査件数	備考

(2) 現地確認実績

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

- 注：1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。  
 2 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。  
 3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

4. 交付実績

(1) 「森林経営計画作成促進」に係る支払実績

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(2) 「森林境界の明確化」に係る支払実績

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(3) 「森林所有者の探索」に係る支払実績

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(4) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る支払実績

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

5 実績概要

事業実施 主体	区分	事業の 内容	実施量	単価	事業費	負担区分			備考
						森林整備地域 活動支援推進 事務	都道府 県費	市町村費	

- 注：1 区分は「市町村推進事務」と記入する。  
 2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。